



町報

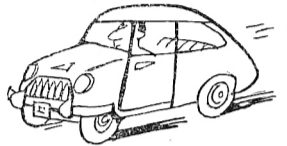
第200号

発行所 宮崎県門川町 門川町役場 電話③1140番 印刷所 宮崎県門川町 工藤印刷 電話③1143番 電話③2276番

秋の全国交通安全

運動はじまる

九月二十一日～三十日まで十日間



(実施要綱)

第一、目的
この運動は、すべての者に交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第二、運動の重点
次の事項を重点に交通安全運動を強力に推進する。
一、歩行者、自転車利用者
二、安全運転管理の充実と安全運転の促進
三、実施要領
この運動を効果的に推進するため、県市町村等の交通安全運動推進協議組織を関係実施機関、団体と連絡を密にして、組織の特性と地域の実情に応じた具体的計画をたてることとし、地域、職域及び家庭など住民が一体となって総参加できるように推進体制を確立する

第四、実施重点事項
(一)生活ゾーン(スクールゾーンを含む)対策の推進
①道路交通環境の点検整備
②既設ゾーンの交通規制見直し
(二)交通安全教育の推進
①学校、幼稚園、保育所等における交通安全教育
②交通安全施設の点検整備
③ピカピカ作戦の推進
④安全運転管理の徹底
⑤運行、安全運転管理者による安全教育の徹底
⑥作業点検及び定期点検整備の完全実施
⑦マイカー等を含む自主的

第五、実施要領
この運動を効果的に推進するため、県市町村等の交通安全運動推進協議組織を関係実施機関、団体と連絡を密にして、組織の特性と地域の実情に応じた具体的計画をたてることとし、地域、職域及び家庭など住民が一体となって総参加できるように推進体制を確立する

第六、実施重点事項
(一)生活ゾーン(スクールゾーンを含む)対策の推進
①道路交通環境の点検整備
②既設ゾーンの交通規制見直し
(二)交通安全教育の推進
①学校、幼稚園、保育所等における交通安全教育
②交通安全施設の点検整備
③ピカピカ作戦の推進
④安全運転管理の徹底
⑤運行、安全運転管理者による安全教育の徹底
⑥作業点検及び定期点検整備の完全実施
⑦マイカー等を含む自主的

第七、実施要領
この運動を効果的に推進するため、県市町村等の交通安全運動推進協議組織を関係実施機関、団体と連絡を密にして、組織の特性と地域の実情に応じた具体的計画をたてることとし、地域、職域及び家庭など住民が一体となって総参加できるように推進体制を確立する

第八、実施重点事項
(一)生活ゾーン(スクールゾーンを含む)対策の推進
①道路交通環境の点検整備
②既設ゾーンの交通規制見直し
(二)交通安全教育の推進
①学校、幼稚園、保育所等における交通安全教育
②交通安全施設の点検整備
③ピカピカ作戦の推進
④安全運転管理の徹底
⑤運行、安全運転管理者による安全教育の徹底
⑥作業点検及び定期点検整備の完全実施
⑦マイカー等を含む自主的

第九、実施要領
この運動を効果的に推進するため、県市町村等の交通安全運動推進協議組織を関係実施機関、団体と連絡を密にして、組織の特性と地域の実情に応じた具体的計画をたてることとし、地域、職域及び家庭など住民が一体となって総参加できるように推進体制を確立する

第十、実施重点事項
(一)生活ゾーン(スクールゾーンを含む)対策の推進
①道路交通環境の点検整備
②既設ゾーンの交通規制見直し
(二)交通安全教育の推進
①学校、幼稚園、保育所等における交通安全教育
②交通安全施設の点検整備
③ピカピカ作戦の推進
④安全運転管理の徹底
⑤運行、安全運転管理者による安全教育の徹底
⑥作業点検及び定期点検整備の完全実施
⑦マイカー等を含む自主的

住民結核検診を受けよう

先頃各家庭に日程表を配布いたしましたとおり、結核予防法により住民結核検診を実施します。

この検診は学生又は事業所、会社及び理美容師等で定期検診を受けている方、あるいは現在結核治療中の方を除き門川町に居住し、満十五才以上の方は全員受診しなければなりません。結核は年々減少してきてはいるものにも関わらず各地で集団発生している伝染病です。決して気を緩めることはできません。

結核ゼロを目ざして住民の皆さんが全員検診を受けられるようお願いいたします。次の表の日程により各地区を巡回しますが、もよりの場所でお受け下さい。

なお今回は結核検診と合わせて血圧測定も実施する予定です。希望者は受付に申し出て下さい。

レントゲン間接撮影日程表

実施月日	曜	場 所	時 間	対 象 地 区
9月1日	金	松川善信宅前	9:30~10:00	松 瀬
		三ヶ瀬農協支所前	10:30~11:30	三ヶ瀬
		西門川農協支所前	13:00~13:50	上井野
9月2日	土	大内原公民館	14:10~14:40	大内原
		小松公民館	9:10~9:40	小 松
		小園石油スタンド	10:00~10:30	小 園
		松本義雄宅前	10:40~11:10	城屋敷
		土橋県営住宅前	11:20~11:50	五十鈴
9月4日	月	中山公民館	9:10~9:40	中 山
		栄ヶ丘集会所	10:00~10:30	栄ヶ丘 竹名
		平城マーケット	10:50~11:50	平城東 平城西
		老人ホーム	13:00~14:00	老人ホーム
9月5日	火	日向病院	9:10~9:50	南町全区
		東栄町公民館	10:10~11:40	東栄町 西栄町
		門川町役場	13:00~14:30	上の町 本町
9月6日	水	門川町役場	14:30~15:00	町職員
		上納屋遊園地	9:30~11:00	上納屋全区
		門川漁協	12:30~13:30	後向 下納屋
9月7日	木	尾末公民館	13:40~14:10	中尾 尾末東 旭町
		中村公民館	9:30~10:10	中 村
		加草2区区长宅前	10:40~11:40	加草 1. 2. 3 区
9月8日	金	加草公民館	13:00~14:00	加草全区
		庵川東公民館	9:20~10:30	庵川東 牧山 谷の山
		庵川西公民館	10:40~11:50	庵川西



な安全運転管理の促進
①運行、車輦、労務管理体の強化
②無車検、無保険車の一掃
③運転者教育の徹底
④交通三悪(飲酒、無免許、速度違反)の追放
⑤シートベルト、ヘルメット着用の徹底
⑥運転マナーの向上
(イ)「ゆとり」と「譲り合い」のある運転の励行
(ロ)交通ルールの厳守
(ハ)子供、老人等交通弱者に対する保護意識の徹底
(ニ)空カン、空ビン等の不法投棄の一掃
(ホ)不正改造車輦、暴走行為の一掃
⑦「飲酒運転防止プレート」着用の推進

新農業委員会

委員決まる

任期満了に伴う農業委員会委員選挙は、七月八日午後五時で立候補を締め切り、その結果、一般選挙による委員の定数十六人の立候補により、七月十日無投票当選が決定しました。

これにより農業協同組合及び、農業共済組合から、それぞれ推せんした理事各一名、議会が(農業委員会)の所掌に関する事項につき

一 幸森典夫 上井野
二 高橋春夫 中 村
三 安田末治 五十鈴
四 池田 貢 三ヶ瀬
五 黒木宗一 南町一区
六 園田嘉男 加草三区

宮崎海区漁業調整委員

選挙人名簿登録申請中です

漁業法第八十九条の規定により、毎年九月一日現在選挙人名簿を調整することになっております。

該当者は、左記の要件に基づいて申請して下さい。

一、申請者
本人申請により、一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用し、行う水産動植物の採捕若しくは、養殖に従事するもの(法人を含む)

胃の集団検診を受けましょう

胃の集団検診を受けましょう

「がん」気になることばです。あなたががんにならない保証はないのです。がんが死ねる人は年々増えるばかりです。働きざかりの三十五才から五十四才の人では、死んだ人のうち四人に一人はがんだといわれています。日本人は諸外国とくらべて圧倒的に胃がんが多く、全がんの半数近くが胃がんです。この胃がんを予防するために生まれたのが胃の集団検診です。

胃がんは、自覚症状がないうちから、症状があつたとしても一般の胃病に似たような症状ですから、がんかどうかはわかりません。胃の集団検診では、自覚症状のある人を診察する病室の場合にくらべて、早期発見が可能です。

日本脳炎にご注意!!

去る八月十八日、田中病院に入院していた延岡市の四十六才の男の人が、疑似日本脳炎として延岡市の伝染病隔離病舎に隔離されました。

この病は、蚊が媒介するウイルス感染症で、発症すると脳炎や脊髄炎を引き起こし、重症化すると死亡する危険があります。予防接種が有効です。

復十字シール募金

運動にご協力を

わが国の結核事情は年々改善されてきましたが、新患者の発生は依然として多く、また、患者が次第に中高年齢者に移行し、地域的に偏在する傾向を示しており偏在には大気汚染による肺がんや新たな呼吸器疾患も多く発生しています。

このような事情の変化に対応して、今後結核をはじめとして胸部疾患を予防していくため、より一層きめ細かな対策を進めていかなければなりません。

そのために、各地のひと、特に家庭の健康を守る婦人組織等と密接なつながりのもとに八月一日〜十二月三十一日の五ヶ月間、昭和五十三年度復十字シール募金運動が実施されることになりました。

本運動もおかげをもちまして、順調に進展をはかることができました。

どうぞ本運動の趣旨をご理解いただき、皆様の心からのご支援とご協力をお願いいたします。

国民年金の特例

納付制度について

本年の七月からはじまつた国民年金の未納保険料の特例納付制度をご存知ですか。この特例の制度は、保険料を納めなかつた期間について、一月につき四千円という理由などから当然強制適用保険料者の資格があるのに、国民年金にまだ加入していなかつた人や、保険料を滞納して時効にかつた人などについて、昭和五十三年七月から五十五年六月末日の二年間に限って、未納保険料を払い込めば年金権を得ることができ、納付した期間に追いつけるという仕組みですが、一時に納めにくい人の中には期限内なら分納の方法も設けられています。

詳しいことは、町役場保険課国民年金係にすぐお問い合わせご相談ください。

国民年金保険料納付

組織を結成しましょう

国民年金の保険料は被保険者みづから町役場に納めるようになっています。したがって、被保険者の国民年金制度に対する意識が低いこともあつて、自主的に納付するものが、大変むづかしいのが実状であります。

その納付対策として納付組合や婦人会などが中心となつて、地区内の被保険者の保険料をとりまとめて納付することが必要です。

将来被保険者すべてに対して年金受給権を完全に確保するために、納付組織は、切つても切りはなせない重要なものです。

本町の組織の実態をみますと、まだまだ組織化が遅れています。したがって、組織に加入されたい方の加入を促し、組織の出来ていない地区におきましては、婦人会又は各班に納付組織を結成していただき年金受給権の確保に努めていただくことを希望します。

なお、納付組織結成の際は町役場保険課年金係までご連絡下さい。

